

大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

大和市長 大木 哲

### 大和市規則第15号

大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和40年大和市規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1医療職給料表(2)、1級の項から4級の項までの規定中「又は視能訓練士」を「、視能訓練士又は歯科衛生士」に改め、同表5級の項第1号中「薬剤師である」を「薬剤科の」に改め、同項第2号中「診療放射線技師である」を「診療放射線科の」に改め、同項第3号中「臨床検査技師である」を「臨床検査科の」に改め、同項第6号中「栄養士である」を「栄養科の」に改め、同項に次の1号を加える。

#### (7) 医療安全管理科の科長補佐の職務

別表第2、5 医療職給料表(2)級別資格基準表に次のように加え、同表備考中「又は栄養士」を「、栄養士又は歯科衛生士」に改める。

歯科衛生士	大学卒		2. 5	6
		0	2. 5	8. 5
	短大3卒		3. 5	6
		0	3. 5	9. 5
	短大卒		4. 5	6
		0	4. 5	10. 5

別表第6、5 医療職給料表(2)初任給基準表に次のように加える。

歯科衛生士	大学卒	1級17号給	1
	短大3卒	1級13号給	1
	短大卒	1級9号給	1

#### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。